

豊かさ共創スリーアップ推進協議会規約

（名 称）

第1条 本会は、豊かさ共創スリーアップ推進協議会と称する。

（目 的）

第2条 本会は、労使が共益関係を育む中で、働き手のスキルアップが、企業の収益アップ、賃金アップにつながるスリーアップの好循環が広く県内に波及することにより、地域経済の活性化や更なる発展に資することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）スリーアップの気運醸成及び県内企業への普及
- （2）スリーアップ推進宣言企業間の情報共有及び交流
- （3）スリーアップ推進宣言企業への支援制度の活用促進
- （4）豊かさ共創フォーラムへの意見集約
- （5）やまなしキャリアアップ・ユニバーシティの活用促進
- （6）その他目的を達成するために必要な事項

（会 員）

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、スリーアップ推進宣言を行った企業等とする。

（入会及び退会、取り消し）

第5条 本会の会員になろうとする者は、別に定める「スリーアップ推進宣言」を会長に提出しなければならない。

- 2 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
- 3 会長は、宣言企業が宣言内容の基準を満たしていないことが明らかになったとき、法令に違反する重大な事実が発生したとき、その他宣言企業として適切でないと認められるときは、退会させることができる。

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。なお、その数は次のとおりとする。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 3名
- （3）理 事 20名以内

（役員を選任）

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。

- 2 理事は、理事会が選任し、総会の承認を受ける。なお、協議会発足時は豊かさ共創スリーアップ推進協議会・発起人会の発起人が就任する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長の中から選任された者が、その職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の目的達成のための企画運営にあたる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員がその職務を辞したときは、当該役員から推薦のあった後任者が新たな役員となる。
- 3 役員がその職務を辞したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に、助言者として顧問を置くことができる。

(オブザーバー)

第11条 本会に、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第13条 総会は会員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 総会の議長は、会長があたる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない事由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について別途通知する方法により表決し、又は代理人に表決を委任することができる。
- 6 前項の規定により表決し、又は、代理人に表決を委任した会員は総会に出席したものと同みなす。

(理事会)

第14条 理事会は理事で構成し、必要に応じて会長が招集し、総会の委任を受けて本会の業務の執行に関する事項を決定する。

- 2 理事会の議長は、会長があたる。議長は表決権を有しないものとする。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
- 4 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事

項について、別途通知する方法により表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

6 前項の規定により表決し、又は、代理人に表決を委任した会員は理事会に出席したものとみなす。

7 オブザーバーは理事会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、山梨県産業政策部産業人材課内に置く。

(規約の変更)

第16条 この規約の変更は、総会で決定する。

(その他)

第17条 この規約に定める事項のほか、当会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附則

この規約は、令和5年10月11日から施行する。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別記(第5条関係)スリーアップ推進宣言

項目	カテゴリー	テーマ	基 準
1	労使の共益 関係の構築	経営方針等の 共有	企業の将来像について経営者と従業員が共通の理 解を持つ場を設けている。
2		意見等の尊重	従業員の意見や要望をくみ取る機会を設けてい る。
3	好循環への 行動	スキルアップ への取り組み	やまなしキャリアアップ・ユニバーシティが提供 する講座など生産性向上に資するリスキリングの 機会に参加する意向がある。
4		収益アップへ の取り組み	働き手のスキルアップによる生産性向上や業務改 善、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。 又は取り組む意向がある。
5		賃金アップへ の取り組み	適切な評価を行い、賃金アップなど就労環境の改 善に取り組んでいる。又は取り組む意向がある。